2　前項の規定にかかわらず、燃料体の構造、材料その他の関係により原子力規制委員会が自ら検査を行う必要があると認めた場合は、当該燃料体に係る検査は、原子力規制委員会が自ら行うものとする。

3　原子力規制委員会は、前項の検査を行う必要があると認めた場合には、機構に対し、その旨を通知するものとする。

4　機構は、次条第二項又は第三十三条第二項の通知に基づき、第一項の検査の方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

（機構が行う燃料体検査の通知書等）

第二十八条　原子力規制委員会は、第二十三条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第二十四条の表の下欄に掲げる検査事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書（法第四十三条の三の十二第六項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

2　原子力規制委員会は、第二十三条第一項の申請書の提出又は同条第三項の書類の提出を受けた場合に、当該申請に係る法第四十三条の三の十二第六項の規定により、機構が行う検査に関する事務の一部については、次に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し当該検査に関する事務の一部の実施について通知するものとする。

一　検査を受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　検査を行う時期

三　検査を行う場所

四　検査の対象

五　検査の方法

3　前項の通知書には、次に掲げる書類の写しを添付するものとする。

一　第二十三条第一項の申請書及び同条第二項の書類又は同条第三項の書類

二　検査を受ける燃料体に係る第二十六条第一項の申請書及び同条第二項の書類

4　原子力規制委員会は、第二項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。

（燃料体検査結果及び輸入燃料体検査結果の通知）

第二十九条　法第四十三条の三の十二第七項の通知は、次に掲げる事項を記載した書面によって行うものとする。

一　検査を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　検査を行った年月日

三　検査を行った場所

四　検査の対象

五　検査の方法

六　検査の結果

（燃料体検査合格証）

第三十条　原子力規制委員会は、法第四十三条の三の十二第一項の検査に合格したと認めたときは、当該申請に係る燃料体検査合格証を交付する。

（輸入燃料体検査の申請）

第三十一条　法第四十三条の三の十二第四項の検査（検査を受ける燃料体の燃料材にウラン・プルトニウム混合酸化物を含む場合を除く。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を希望する検査開始日の一月前までに原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　核燃料物質の種類、初期濃縮度及び燃焼率

三　燃料材及び燃料被覆材の種類、組成及び組織並びに燃料材及び燃料被覆材以外の部品の種類及び組成

四　燃料体の構造及び重量

五　燃料体の数（燃料要素の集合体である燃料体にあっては、燃料要素の数を併せて記載すること。）

六　燃料体の製造者の名称並びに製造工場の名称及び所在地

七　燃料体を使用する発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

八　燃料体を使用する発電用原子炉に係る発電用原子炉施設の概要（発電用原子炉の型式及び施設番号を含む。）

九　検査を受けようとする期日及び場所

2　前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。ただし、原子力規制委員会が当該申請に係る燃料体の型式、設計等から見て添付することを要しない旨の指示をした書類については、添付することを要しない。

一　燃料体の耐熱性、耐放射線性、耐腐食性その他の性能に関する説明書

二　燃料体（燃料要素の集合体である燃料体にあっては、燃料要素）の強度計算書

三　燃料体の構造図

四　加工のフローシート

五　燃料材、燃料被覆材その他の部品の組成、構造、強度等に関する試験の結果に関する資料

六　品質保証に関する説明書

3　法第四十三条の三の十二第四項の検査（検査を受ける燃料体の燃料材にウラン・プルトニウム混合酸化物を含む場合に限る。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、次の表の上欄に掲げる提出時期までに同表の下欄に掲げる書類（原子力規制委員会が燃料体の品質管理の状況、加工の内容等により同表第一号の上欄に掲げる提出時期までに提出することを要しない旨の指示をした場合にあっては、同表第二号の上欄に掲げる提出時期までに前項各号に掲げる書類）を添付しなければならない。ただし、原子力規制委員会が当該申請に係る燃料体の型式、設計等から見て添付することを要しない旨の指示をした書類については、添付することを要しない。

提出時期	添付書類
一　ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料材の成形加工に着手する一月前	前項各号に掲げる書類。この場合において、同項第五号中「結果」とあるのは「計画」と、同項第六号中「品質保証」とあるのは「品質保証の計画」と読み替えるものとする。
二　燃料体の本邦への輸送を開始する一月前	前項第五号及び第六号に掲げる書類

4　第一項若しくは前項の申請書又は第二項各号に掲げる事項を説明する書類若しくは前項の表の下欄に掲げる書類の内容に変更があった場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。

5　第一項又は第三項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。